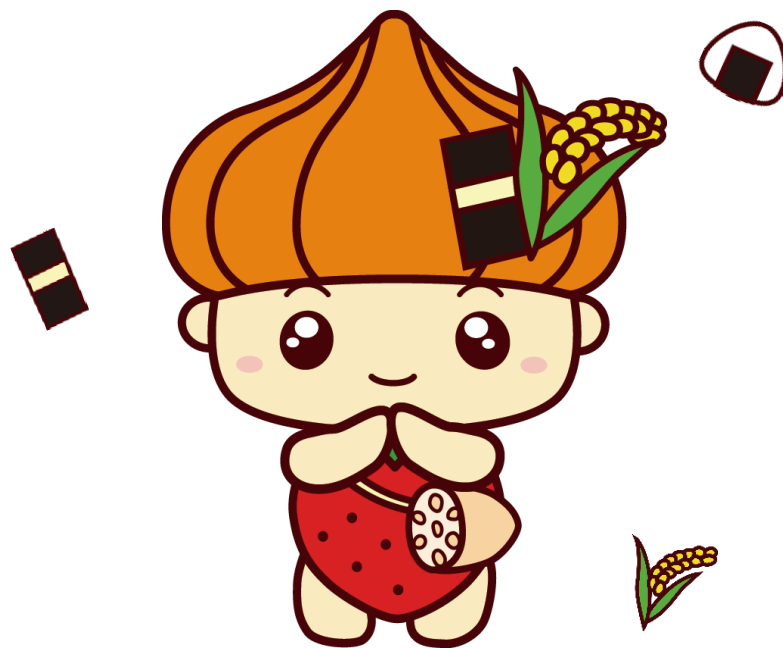


**第4次白石町
男女共同参画推進プラン
DV 被害者支援基本計画**



**佐賀県白石町
令和8年3月**

目次

第1章 第4次白石町男女共同参画推進プラン

第1節 推進プランの概要

I 推進プラン策定の趣旨	P1
II 推進プランの位置付け	P1
III 推進プランの期間	P2
IV 推進プランの推進体制	P2

第2節 推進プランの内容

I 基本理念	P3
II 基本目標	P3
III 体系図	P4
IV 具体的取り組み	P5

第2章 第4次白石町 DV 被害者支援基本計画

第1節 計画の概要

I 計画策定の趣旨	P19
II 計画の位置付け	P21
III 計画の期間	P21
IV 計画の推進体制	P21

第2節 計画の内容

I 基本理念	P22
II 基本目標	P22
III 体系図	P23
IV 具体的取り組み	P24

第1章 第4次白石町男女共同参画推進プラン

第1節 推進プランの概要

I 推進プラン策定の趣旨

平成 11 年 6 月に施行された男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定めています。

しかしながら、性的役割分担意識が根強く残っていることや、女性活躍の認識が不十分であること、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の実現不足等の問題点は未だ存在しており、男女共同参画が十分に進んでいるとは言えない状況です。

本町では、平成 19 年 2 月に「第 1 次白石町男女共同参画推進プラン」を策定し、これまで男女共同参画社会の実現に向け各種政策に取り組んできましたが、今後も引き続き総合的かつ計画的に取り組んでいくため、今回「第 4 次白石町男女共同参画推進プラン」を策定しました。

II 推進プランの位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、白石町における男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を目的とするものです。策定にあたり、国や県の計画を踏まえるとともに、白石町総合計画をはじめとする町の各種計画との整合性を考慮しています。

また、具体的取り組みの「基本目標 2:だれもが活躍できる環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)」第 6 条第 2 項に基づく「本町における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(「女性の活躍推進計画」)」に位置付けます。

さらに、本計画は SDGs の 17 の目標でうたわれている「5 ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資するものです。

Ⅲ 推進プランの期間

本計画は、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 か年計画とします。ただし、社会情勢の変化を考慮し、必要があれば内容の見直しを行います。

Ⅳ 推進プランの推進体制

男女共同参画に関する施策は広範囲及び多岐にわたることから、本計画を着実に推進していくため、町の各課・関係機関が一体となって取り組みます。

(1) 庁内推進体制の整備

本計画を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画担当部署である総合戦略課が主体となり、関係各課との調整・連携を図りながら全庁的に施策に取り組みます。また、職員の男女共同参画に関する意識啓発に努めます。

(2) 町民参画の促進

町民及び町民グループ、事業者等に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取り組みに対する支援を行います。

(3) 関係団体や事業者との連携

市民社会組織(CSO)等の各種団体や事業者と連携し、相互に協力し合える体制づくりを進めます。



第2節 推進プランの内容

白石町では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、「第4次白石町男女共同参画推進プラン」を策定しました。このプランは、男女がお互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために推進していく施策の指針として定めるものです。また、「第3次白石町男女共同参画推進プラン」の基本的な考え方を継承するとともに、法令や国・県の男女共同参画基本計画との整合性を図りながら、実効性のあるプランとします。

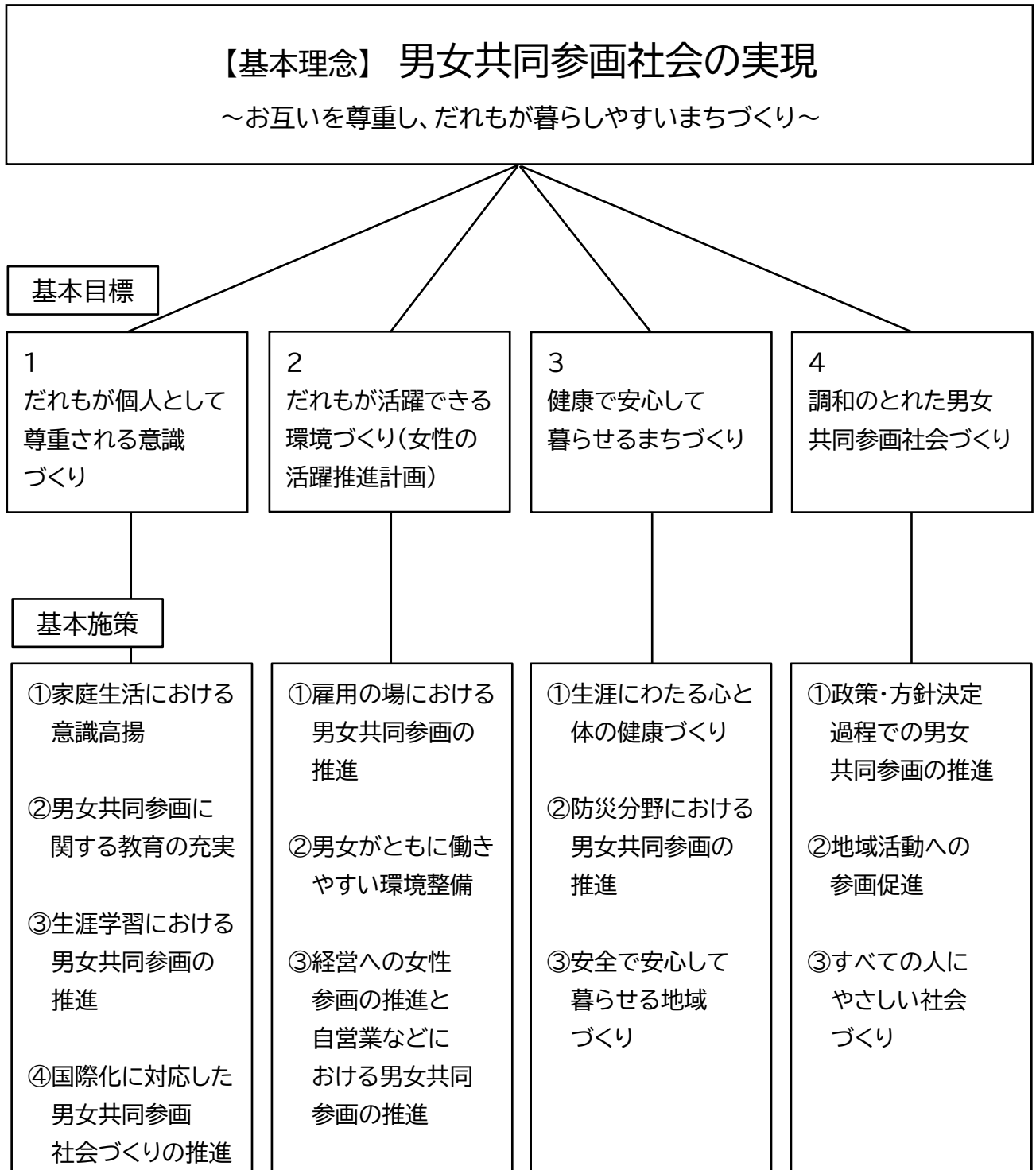
I 基本理念

「男女共同参画社会の実現～お互いを尊重し、だれもが暮らしやすいまちづくり～」を基本理念とし、あらゆる施策への反映を推進します。

II 基本目標

- ①だれもが個人として尊重される意識づくり
- ②だれもが活躍できる環境づくり【女性の活躍推進計画】
- ③健康で安心して暮らせるまちづくり
- ④調和のとれた男女共同参画社会づくり

Ⅲ 体系図【白石町男女共同参画推進プラン】



IV 具体的取り組み

基本目標 1 だれもが個人として尊重される意識づくり

【現状と課題】

内閣府が令和6年に実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果から、表1に「各分野の男女の地位の平等感」についての表を、表2に「各分野の男女の地位が平等であると回答した男性・女性の割合」についての表、図1に「各分野において男女の地位が平等であると回答した割合(年代別)」をそれぞれ示します。

表1 各分野の男女の地位の平等感

単位:%

	男性の方が 優遇されている	平等	女性の方が 優遇されている
家庭生活	60.7	30.0	9.0
職場	63.8	25.8	9.2
学校教育の場	21.9	70.4	6.1
政治の場	87.9	9.4	2.1
法律や制度の上	50.4	38.2	10.8
社会通念・地域の 慣習・しきたり	78.2	16.3	3.9
自治会やPTAなどの 地域活動の場	47.0	40.3	10.5
社会全体	74.7	16.7	6.8

内閣府世論調査「男女共同参画社会に関する世論調査」(https://survey.gov-online.go.jp/women_empowerment/202502/r06/r06-danjo/)をもとに白石町作成

表2 各分野の男女の地位が平等であると回答した男性・女性の割合

単位:%

	平等であると回答した男性の割合	平等であると回答した女性の割合
家庭生活	37.4	23.6
職場	29.3	22.8
学校教育の場	73.8	67.4
政治の場	13.8	5.6
法律や制度の上	44.1	33.1
社会通念・地域の慣習・しきたり	21.5	11.8
自治会やPTAなどの地域活動の場	44.0	37.0
社会全体	21.9	12.2

内閣府世論調査「男女共同参画社会に関する世論調査」(https://survey.gov-online.go.jp/women_empowerment/202502/r06/r06-danjo/)をもとに白石町作成

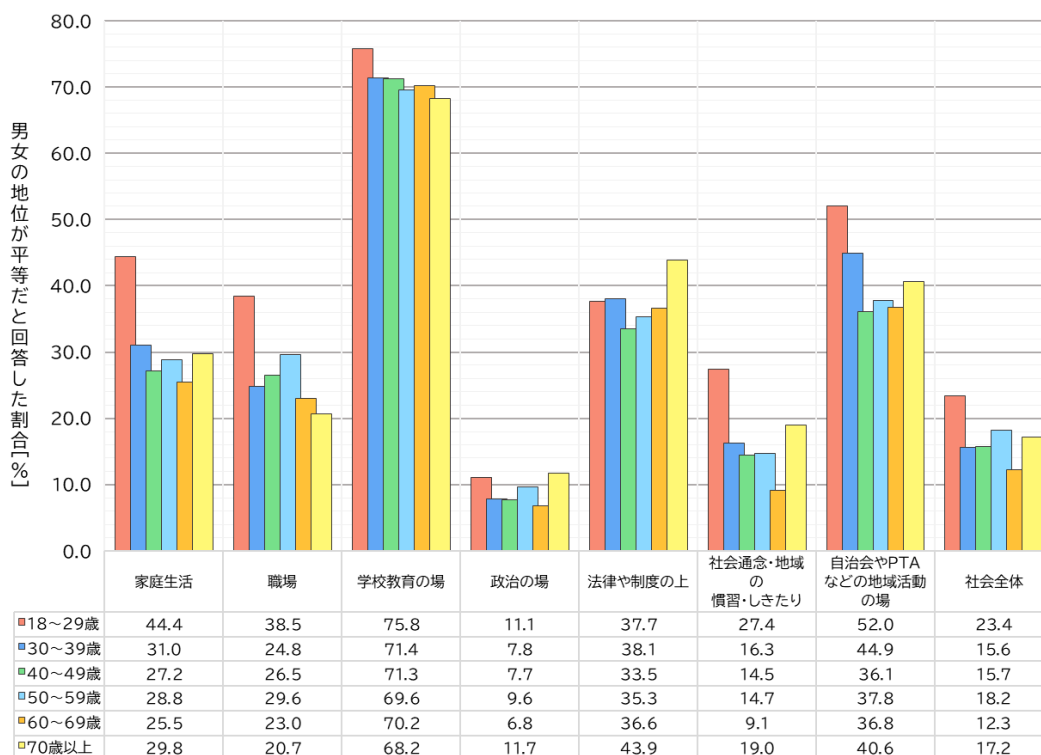


図1 各分野において男女の地位が平等であると回答した割合(年代別)

内閣府世論調査「男女共同参画社会に関する世論調査」(https://survey.gov-online.go.jp/women_empowerment/202502/r06/r06-danjo/)をもとに白石町作成

この調査から、学校教育の場では男女が平等であると感じている人が多い一方で、分野によって男女の地位の平等感が大きく違うことがわかります。また、すべての分野において、平等であると回答した男性の割合が平等であると回答した女性の割合よりも高いこともわかります。この背景には、性的役割分担意識や性差への偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の影響が挙げられます。加えて、18～29歳の年代は、他の年代よりも男女の地位が平等であると感じている割合が高いことがわかります。この結果は、18～29歳の年代が受けてきた学校教育や、社会の意識改革による影響が考えられます。

このような現状を踏まえ、男女共同参画に関する正しい知識と理解を定着させるための効果的な広報・啓発活動を行うと同時に、性的役割分担意識を払拭し、旧来の社会制度や慣行にとらわれない意識づくりが重要です。また、次代を担う子どもたちの男女共同参画意識を育むとともに、生涯にわたって家庭や学校、地域などのあらゆる場において互いを思いやり尊重し合う気持ちを大切にする教育や学習を実施することが必要です。

【基本施策①】 家庭生活における意識高揚

具体的施策

(1) 性的役割分担意識の改革

町の広報媒体(町報、ホームページ)等を活用し、家事・育児・介護等に対して、男女が協働し責任を分かち合う意識の啓発を行います。また、男女の役割の固定化や不平等につながる表現等に十分配慮し、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努めます。

(2) 家庭生活への参画促進

男女がお互いに協力して家事・育児を担うため、男性の家事エンパワーメントとしての料理教室や父親の育児参加の推進を行います。

(3) 男女共同参画のための学習機会の提供

男女共同参画の推進に関する講演会やセミナー等を企画します。

【基本施策②】 男女共同参画に関する教育の充実

具体的施策

(1) 教育の場における男女共同参画意識の形成

両親による保育参観、授業参観を推進し、家庭や保育・教育の場における男女共同参画意識の形成を図ります。

(2) 性別にとらわれない職業選択

職業体験の実施と個人の能力や適性に応じ、性別にとらわれない進路指導を実施します。

(3) 保育士や教職員の男女共同参画意識の啓発

男女共同参画啓発の講演会やセミナー等への参画を推進し、男女平等教育のための教育関係者の意識啓発を行います。

(4) いのちを大切にす教育の充実

性教育の計画的な実施、道徳教育の充実、保育体験の実施など人権・生命の尊重に基づいた性教育・健康教育の推進を行います。

【基本施策③】生涯学習における男女共同参画の推進

具体的施策

(1) 人権や男女共同参画の視点に立った事業の推進

生涯学習等の推進においては、人権の尊重と男女共同参画の視点に配慮し、お互いを尊重する意識の形成を図ります。

(2) 男女共同参画の学習機会の提供

国・県等の主催で開催される男女共同参画に関連のある講演会やセミナー等への参加を推進します。

【基本施策④】国際化に対応した男女共同参画社会づくりの推進

具体的施策

(1) 国際理解のための学習機会の充実

多様な文化や言葉、価値観に触れることができるよう、外国語教育を充実させ、国際化に対応できる人材育成に努めます。

(2) 多文化共生の推進

町民協働で開催している地域日本語教室をはじめとして、町内在住の外国人と日本人住民の交流を推進し、白石町民として生活している外国人への理解と共生を促進します。また、町内在住の外国人が安心して暮らせるよう、外国人向けの生活・防災情報の提供などの支援を行います。



基本目標 2 だれもが活躍できる環境づくり (女性の活躍推進計画)

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化などにより、女性の労働力がますます求められています。すべての女性が自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等のあらゆる場面において活躍できることが重要です。しかしながら、女性が出産や育児を経験した後に、多様な働き方を選択できず、賃金・待遇・管理職への登用等、女性を取り巻く就業の課題が依然として存在しています。また、農林漁業や商工業などにおいて、女性は男性同様に経営の担い手であり、社会・経営参画をすることが必要ですが、農作業や家業等の他に、家庭のことも担っているという現状があります。

このような現状を踏まえ、性別に関係なくすべての人が働き方や暮らし方の意識を変え、職業全体で男女の均等な機会と待遇の確保に努めるとともに、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を推進し、多様で柔軟な働き方のニーズに対応できるような環境を整備することが必要です。

【基本施策①】雇用の場における男女共同参画の推進

具体的施策

(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の観点から、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業など、休暇が取りやすい職場環境と労働時間短縮の促進に向けて、特定事業主行動計画に基づき、職場においてその能力を十分発揮できるよう支援します。また、町内企業へのはたらきかけを促進します。

(2) 女性の就労・能力開発のための支援

女性管理職の育成や女性の就業継続に向けた研修の実施等を行うとともに、企業等における経営者等の理解を促進し、女性の活躍を応援します。

【基本施策②】男女が共に働きやすい環境整備

具体的施策

(1) 企業等へ情報の提供など啓発活動

町内企業等に対し、職場における性的役割分担意識の解消への啓発や男性職員の育児休業が図られるよう、広報媒体(町報、ホームページ)などを活用し、普及・啓発に努めます。

(2) 職場における暴力の根絶

広報媒体(町報、ホームページ)やパンフレット等を活用し、職場における身近な人権問題であるハラスメント等の防止に向けた啓発活動を行います。また、対応策や相談窓口についての情報提供などに努めます。

【基本施策③】 経営への女性参画の推進と自営業などにおける
男女共同参画の推進

具体的施策

(1) 農林漁業及び商工業など自営業における女性参画の推進

女性の農林漁業・商工業の経営への主体的参画と職業能力の向上のための研修会などへの参加を推進し、女性リーダーや女性起業家の更なる育成に努め、女性が働きやすい環境の整備などへの取り組みを支援します。

(2) 「家族経営協定」締結等の推進

農業の家族従事者の労働条件が改善されるよう「家族経営協定」の締結を推進します。

基本目標 3 健康で安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

心身の健康は、社会的要因に影響を受ける側面があり、その内容は男女で異なるため、男女が互いに性差を十分に理解し、それに応じた適切な保健・医療を受ける必要があります。

また、線状降水帯の発生や地震等の自然災害により防災意識は高まっていると考えられますが、避難所等での性差に対する配慮が十分でないことや、地域住民同士のつながりの希薄さが浮き彫りになっています。このため、特に非常事態である災害時には、多様性に配慮された防災体制の確立や災害対応が行われる必要があります。

【基本施策①】生涯にわたる心と体の健康づくり

具体的施策

(1) 母性への理解と意識啓発

学習指導要領に基づき児童生徒の心身の発達段階に応じた「性に関する指導」や妊娠ステージに応じた保健指導など、女性の「産む性」への理解と、出産への対等な意識啓発を行います。

(2) 男女のライフステージに応じた健康支援

疾患の罹患率等の性差をお互いが十分に理解し合い、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができる取り組みを推進します。

(3) 文化・スポーツの推進による心身の健康づくり

年齢・性別・障害のあるなしに関係なく、誰もが文化・スポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

【基本施策②】防災分野における男女共同参画の推進

具体的施策

(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

町民に対する防災意識の普及啓発、防災学習を推進し、男女のニーズの違いを踏まえた災害対応を確立します。また、「白石町地域防災計画」及び県の計画に基づき、男女共同参画の視点からの取り組みに関する理解促進を図ります。

(2) 防災分野への女性の参画推進

自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、防災訓練や防災リーダー研修などへの女性の参画を推進し、女性リーダーの育成を図ります。



【基本施策③】安全で安心して暮らせる地域づくり

具体的施策

(1) 暴力根絶のための環境づくり

ドメスティック・バイオレンス(DV)防止、高齢者虐待防止及び児童虐待防止に対する町民への啓発を推進し、性的嫌がらせ(セクシュアル・ハラスメント)やあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行います。また、高齢者虐待防止や児童虐待防止については、家族や関係機関のネットワークづくりを推進します。

(2) 相談体制の充実

高齢者や障害者自立支援のための地域生活支援事業での相談支援の充実を図ります。また、佐賀県 DV 総合対策センターの周知、役場での女性総合相談の継続により、DV 被害者への相談体制の充実を図ります。

(3) 子どもの安全への取り組みの推進

児童の安全を守るために、地域づくり協議会等による登下校の見守り活動や白石町青少年育成町民会議、PTA、地域ボランティアによる安全巡回を推進します。

基本目標 4 調和のとれた男女共同参画社会づくり

【現状と課題】

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画して様々な視点が確保されることは、あらゆる人が暮らしやすい地域社会の実現に繋がります。令和 6 年度時点での本町の審議会等の女性委員の割合は 39.4%と県内 1 位の数値でしたが、実生活の中では地域活動における役職者の女性比率が極端に低かったり、慣行に基づく性別役割分担意識からくる家庭内での負担の偏りがあつたりします。今後も女性の参画を進めるための働きかけを行うと同時に、男女がともに責任をもって地域活動等の様々な分野に参画できるよう、男女双方に向けた意識啓発と環境づくりが必要です。また、子育て中の男女、高齢者、障害者や、そのほか様々な状況にある人などが安心して暮らせる地域社会となるためには、行政や関係団体等が密接に連携し、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、仕事や地域活動等に参加できるような取り組みも必要です。

【基本施策①】 政策・方針決定過程での男女共同参画の推進

具体的施策

(1) 審議会等における男女共同参画の推進

各審議会において、男女比が極端に偏らないよう、委員選定時に配慮します。

(2) 能力開発のための学習機会の充実

県などが実施する女性リーダー育成の研修会へ、男女共同参画を推進する女性の派遣や情報提供を行います。

(3) 男女共同参画社会づくりを推進する団体への支援

男女共同参画を推進する団体の育成と財政面などでの支援を行い、各分野における女性の活躍を推進します。

【基本施策②】 地域活動への参画促進

具体的施策

(1) 地域活動の場における男女共同参画の促進

性別的役割分担意識や慣行についての見直しに関する啓発、地域リーダーへの意識啓発を行い、男女が対等な立場で意思決定ができる環境づくりを促進します。

(2) 意思決定の場への女性参画の促進

男女の双方に対して地区の役員選出等に対する男女の意識改革を推進し、性別にこだわらない選任を促進します。

【基本施策③】 すべての人にやさしい社会づくり

具体的施策

(1) 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者や障害者が社会参画し、活動できる環境づくりを推進します。

(2) 子どもを育てやすい環境づくり

「白石町こども計画」に基づき、子育て支援、子育て家庭への情報提供及び相談体制の充実を図ります。

(3) 性の多様性に関する正しい理解や認識がある社会づくり

性的指向やジェンダーアイデンティティを理由に生きづらい状況におかれないう、人権教育・啓発活動を促進します。

第2章 第4次白石町 DV 被害者支援基本計画

第1節 計画の概要

I 計画策定の趣旨

DV(配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者による暴力)は、生命をも脅かす可能性がある重大な人権侵害行為です。

ここで、内閣府がとりまとめた「配偶者からの暴力に関するデータ」(https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/01.html)から、「配偶者暴力相談支援センターにおける男女別の相談者の実人数と割合(令和5年度)」を図2に、「配偶者暴力相談支援センターにおける男女別の相談件数と割合(令和5年度)」を図3に、「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の年次推移」を図4に示します。

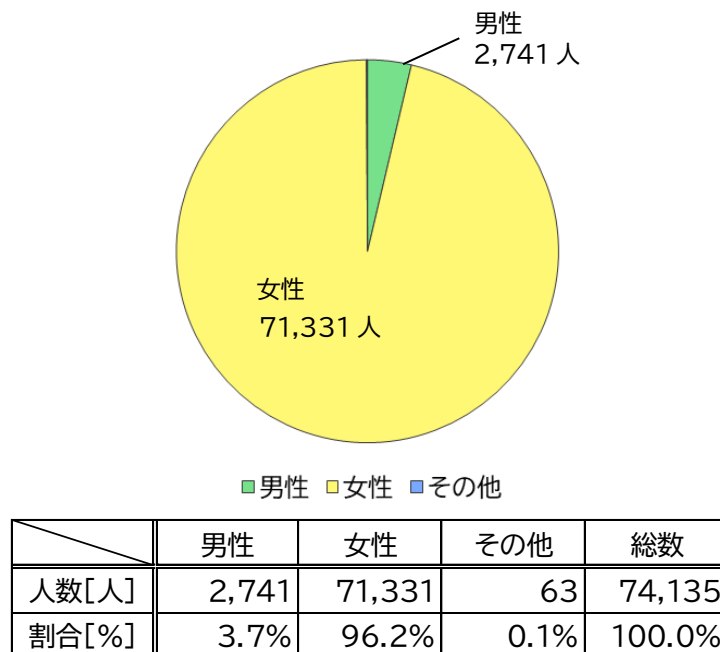
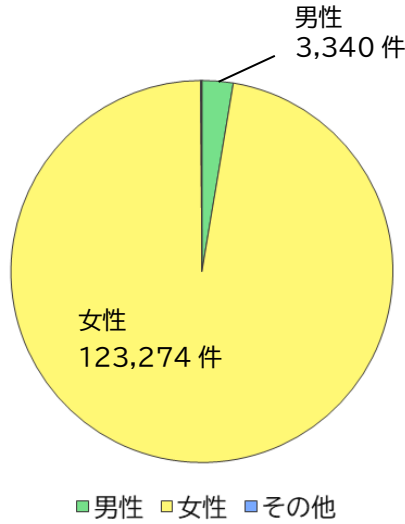
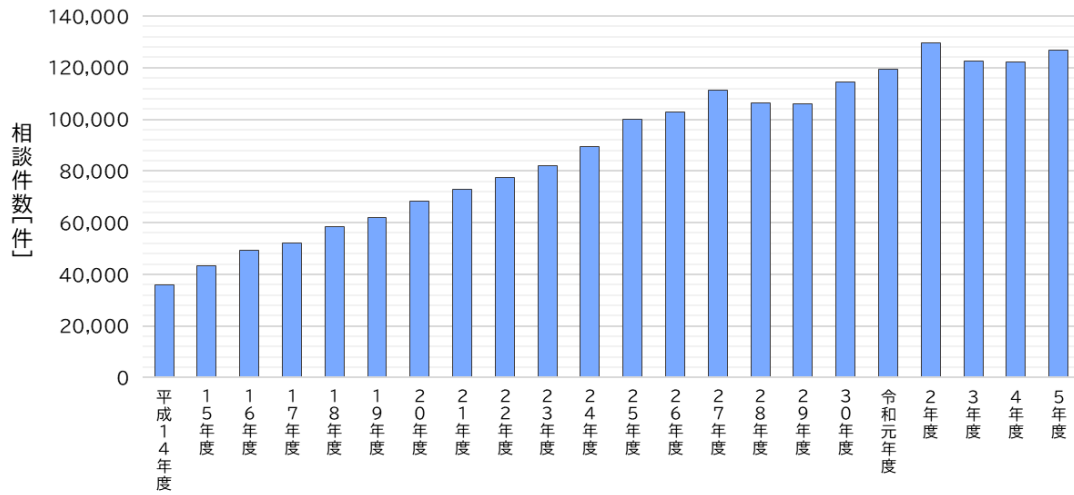


図2 配偶者暴力相談支援センターにおける男女別の相談者の実人数と割合(令和5年度)



	男性	女性	その他	総数
件数[件]	3,340	123,274	129	126,743
割合[%]	2.6%	97.3%	0.1%	100.0%

図3 配偶者暴力相談支援センターにおける男女別の相談件数と割合(令和5年度)



	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
件数[件]	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528	62,078	68,196	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
件数[件]	72,792	77,334	82,099	89,490	99,961	102,963	111,172	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数[件]	106,367	106,110	114,481	119,276	129,491	122,478	122,211	126,743

図4 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の年次推移

この結果から、配偶者暴力相談支援センターに相談した人の実人数に占める女性の割合が96.2%(令和5年度)、相談件数に占める女性の割合が97.3%(令和5年度)と女性に偏っていることがわかります。また、年を追うごとに相談件数が増加傾向にあることもわかります。

DVは、外部からの発見が困難な家庭内や個人的な関係において発生するため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向があります。先に述べたとおり、DV被害者の多くは女性であり、男女平等の実現の大きな妨げとなっています。

日本では平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定され、DV防止・被害者保護のための施策が講じられてきました。

本町では、国や県の計画に基づき、平成27年6月に「第2次白石町DV被害者支援基本計画」を策定し、関係機関との連携促進を図ってきました。今後も引き続き、被害者が安全に安心して暮らせる社会の実現を目指すために、第3次基本計画の考え方を継承するとともに、関係法令・県計画等との整合性を図りながら新たに計画を策定しました。

Ⅱ 計画の位置付け

本計画は、DV防止法(平成13年法律第31号)第2条の3第3項に基づく基本計画です。国や県の計画を勘案し、本町の实情に即した計画とします。

また、本計画はSDGsの17の目標でうたわれている「5 ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資するものです。

Ⅲ 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5か年計画とします。ただし、国や県の方針が改正された場合及び計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ内容の見直しを行います。

Ⅳ 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、多岐にわたる施策を総合的に実施していくために、佐賀県DV総合対策センターをはじめとする関係機関との連携を図ります。

第2節 計画の内容

白石町では、「第4次白石町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画を推進する中で、配偶者からの暴力の防止及び被害者への支援を総合的・計画的に推進するために、「第4次白石町 DV 被害者支援基本計画」を策定しました。町民には、本計画の推進についての理解と協力を期待します。

また、本計画の策定においては、「第3次白石町 DV 被害者支援基本計画」の基本的な考え方を継承するとともに、関係法令、県計画等との整合性を図りながら策定しました。

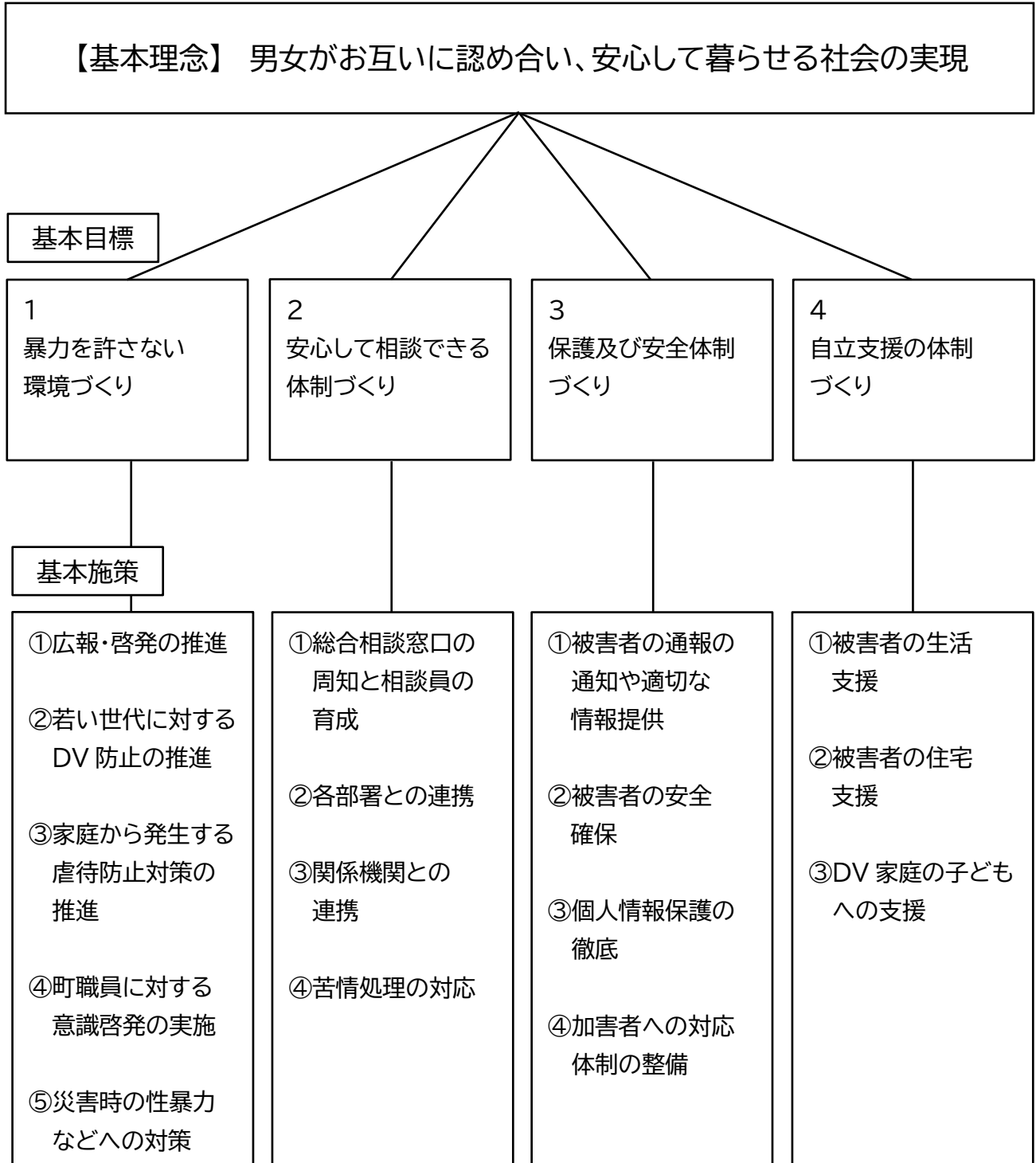
I 基本理念

「男女がお互いに認め合い、安心して暮らせる社会の実現」を基本理念とし、あらゆる施策への反映を推進します。

II 基本目標

- ①暴力を許さない環境づくり
- ②安心して相談できる体制づくり
- ③保護及び安全体制づくり
- ④自立支援の体制づくり

Ⅲ 体系図【白石町 DV 被害者支援基本計画】



IV 具体的取り組み

基本目標 1 暴力を許さない環境づくり

【現状と課題】

DV、性犯罪、性暴力等の暴力は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害です。また、令和5年度に配偶者暴力相談支援センターに相談した人のうち95%以上が女性であり、極端に偏っていることから、男女共同参画社会を形成していくにあたって解決する必要がある重要な課題です。

DV防止のためには、DVに関する正しい知識と理解が不可欠です。DVは人権侵害であるにもかかわらず、加害者の罪の意識が薄かったり、被害者が人権侵害行為をされているという認識が薄かったりします。婚姻や婚姻と同様の状況にある関係でなくても、恋人間などにおいてもDVが発生しており、早期の教育が必要です。また、その他の世代に対しても、どのような行為がDVに該当するのか等の具体例を挙げるなどして広く広報・啓発を行う必要があります。

【基本施策①】 広報・啓発の推進

具体的施策

(1) 町民の DV 防止に関する広報・啓発の推進

広報誌、ホームページ、チラシ等を活用した町民への啓発や、DV に対する正しい理解と認識を図るため講座を計画します。また、DV 相談窓口を記載したカード等を町内公共施設に設置します。

【基本施策②】 若い世代に対する DV 防止の推進

具体的施策

(1) 義務教育の場においてDV防止教育の推進

若い世代の被害者や加害者の発生を防止するため、小・中学校において、男女を問わずあらゆる暴力を許さない意識の啓発に努めます。

(2) 社会教育の場での DV 防止教育の推進

DV や人権、男女平等に対する正しい理解を進めるため、地域などにおいて、DV 防止教育・啓発を実施します。

【基本施策③】 家庭から発生する虐待防止対策の推進

具体的施策

(1) 家庭から発生する虐待防止対策の推進

福祉関係機関、民生児童委員との連携を図り、虐待の早期発見と防止対策を推進します。

【基本施策④】 町職員に対する意識啓発の実施

具体的施策

(1) 町職員に対する意識啓発の実施

DV に対する正しい理解と認識を図るための研修を実施します。

【基本施策⑤】 災害時の性暴力などへの対策

具体的施策

(1) 災害時の性暴力などへの対策

災害時の避難所において、DVや性被害、性暴力の防止を図ります。

基本目標 2 安心して相談できる体制づくり

【現状と課題】

DV は家庭内で起こることが多いため被害が潜在化しやすく、発見が遅れる要因となっています。また、被害者は孤立している場合が多く、また自らが受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識が乏しいために相談に至らない場合もあります。DV 被害を深刻化させないためには、早期の発見と対応が重要です。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の第 6 条では、被害者を発見した者はその旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないとされています。DV に対する理解を深め、被害者を発見した場合には直ちに通報へつながるよう周知を行う必要があります。加えて、被害を受けたときに相談先の選択肢として検討できるように、町の相談窓口等の更なる周知が必要です。

【基本施策①】 総合相談窓口の周知と相談員の育成

具体的施策

(1) 町民のDV防止に関する広報・啓発の推進

DV被害者が相談窓口の存在を知り、安心して相談できるように相談窓口の周知を図ります。

(2) 相談員の育成

多様な相談に対応するため、相談員や行政担当者への研修を実施し、人材の育成を行うとともに、二次被害を起こさないための対応体制の整備に努めます。

【基本施策②】 各部署との連携

具体的施策

(1) 各部署との連携

被害者に関係のある部署の担当者と連携をとり、佐賀県DV総合対策センターが作成した「DV被害者支援マニュアル」や「県内共通相談シート」等を活用することにより、情報の共有化や二次被害の防止に努めます。

【基本施策③】 関係機関との連携

(1) 関係機関との連携

具体的施策

佐賀県配偶者暴力相談支援センター、県保健福祉事務所、警察署、法務局など幅広い関係機関との連携を強化するように努めます。

【基本施策④】 苦情処理の対応

具体的施策

(1) 苦情処理の対応

被害者の支援に係る職員の職務の執行に関して、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、処理結果について可能な限り申出人へ説明を行います。

基本目標 3 保護及び安全体制づくり

【現状と課題】

DV は、生命に危険が及ぶような事例もあります。特に児童が同居する家庭においては、面前 DV(子どもが見ている前での夫婦間の暴力)をはじめとする児童虐待につながることもあり、実際に DV 家庭の子の痛ましい虐待死事件も発生しています。また、被害者が高齢者である事例もあります。特にこのような事例の対応には、児童相談所や警察、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携が重要です。この連携を強化するためには、関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、情報交換から具体的事案に即した協議に至るまで、様々な形での連携について整備を図る必要があります。

また、被害者からの相談の中で様々な関係機関における二次被害(被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと)を起こさない対応体制の整備が求められています。

【基本施策①】被害者の通報の通知や適切な情報提供

具体的施策

(1) 被害者の通報の周知や適切な情報提供

DV 被害者を早期に発見し適切な相談機関につないでもらうよう、通報の必要性等の啓発を行います。

(2) 被害者の安全確保

被害者が保護を求めた時点から、県内の一時保護施設に入所するまでの安全を確保します。被害者が安心して情報提供や支援を受けられるよう、また短期間に様々な手続きを適切に進められるよう、同行支援を実施します。

【基本施策②】被害者の安全確保

具体的施策

(1) 被害者の安全確保

被害者が保護を求めた時点から、県内の一時保護施設に入所するまでの安全を確保します。被害者が安心して情報提供や支援を受けられるよう、また短期間に様々な手続きを適切に進められるよう、同行支援を実施します。

【基本施策③】個人情報保護の徹底

具体的施策

(1) 個人情報保護の徹底

被害者の住所の変更や町営住宅入居、生活保護や児童扶養手当、児童手当、その他各種証明書交付等について、関係窓口と連携を取り合い、情報が漏れないよう配慮しながら迅速な対応を行います。

【基本施策④】加害者への対応体制の整備

具体的施策

(1) 加害者への対応体制の整備

被害者の緊急保護や一時保護、施設入所などの安全確保の際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれがある場合には、警察と連携して警戒措置を講ずるなどの体制の整備を行います。

基本目標 4 自立支援の体制づくり

【現状と課題】

DV被害からの回復や生活再建には長い時間がかかるため、DV被害の早期発見から被害者の自立まで、関係機関のきめ細かな連携により、被害者への支援が分断されないよう、また被害者の意思と選択が尊重されるよう一貫し継続した支援を行う必要があります。

被害者が自立して生活しようとする際、就業機会の確保・住宅や生活費の確保・子どもの就学の問題等があり、課題解決に関わる関係機関等は多岐にわたります。被害者を物心両面から支え、継続した支援ができるよう関係機関との連携を進める必要があります。

また、被害者は相談の段階から新たに生活を始めた後も精神的に不安定な状態であることが多いため、個々の状況に応じたきめ細かな支援が求められます。

【基本施策①】被害者の生活支援

具体的施策

(1) 被害者の生活支援

被害者の住所変更や生活保護の適用、母子生活支援施設、児童扶養手当、児童手当等の手続きなどが円滑に行われるよう関係機関との連携を取り、情報提供や就業支援を行います。

(2) 自立のための心とからだのケアの充実

心のケアが必要な被害者に対しては、医療機関や精神科医、カウンセラー等との連携・町、県保健福祉事務所など関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。

【基本施策②】被害者の住宅支援

具体的施策

(1) 被害者の住宅支援

被害者の安全と生活自立のため町営住宅への優先入居の検討を進めていきます。

【基本施策③】DV 家庭の子どもへの支援

具体的施策

(1) 被害者に同伴する子どもへの支援体制の整備

被害者に同伴する子どもに対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、体制の整備を推進します。

(2) 子どもの就学・保育等の受入体制の整備

転入した被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう受入体制の整備を推進します。また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を推進します。

(3) 接近禁止命令への対応

被害者の子への接近禁止命令が発令された場合、加害者が接近してきた場合の警察への通報など、適切な対応ができるよう学校や保育所等の関係機関との連携体制の整備を推進します。

第4次白石町男女共同参画推進プラン・DV 被害者支援基本計画

発行：白石町

編集：白石町役場 総合戦略課白石創生推進係

〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247-1

TEL 0952-84-7132

FAX 0952-84-6611

